

お客さま各位

興産信用金庫

当金庫職員のマスクの着用について

平素は当金庫をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

当金庫におきましては、新型コロナウイルス感染症が5類に移行した令和5年5月8日以降も、職員はマスクを着用しての勤務を継続してまいりましたが、令和5年11月1日より、マスクの着用は職員個人の判断とさせていただきます。

なお、お客さまの安全を第一に考え、お客さまとの間隔を十分に保つことが出来ず、飛沫対策がとられていない場面で対応をさせていただく際にはマスクを着用するなど、状況に応じた対応を行ってまいります。

何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。